

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

(1) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和3年12月期

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（特定管理職員にあっては、0.925月分）とすること。

(イ) 再任用職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.625月分（特定管理職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ 令和4年6月期以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.675月分（特定管理職員にあっては、0.575月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2) 改定の実施時期

この改定について、令和3年（2021年）12月期の支給に関する改定は令和3年（2021年）12月1日から、令和4年（2022年）6月期以降の支給に関する改定は令和4年（2022年）4月1日から実施すること。